２　藤本電器株式会社に対する債務の免除
藤本電器株式会社（以下「藤本電器」という。）は、本協定の認可決定が確定することを条件として、特別清算債権を全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。なお、かかる取扱いについては、藤本電器の個別同意を得ている。
３　追加弁済
上記１⑶の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各債権者（藤本電器を除く。以下同じ。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済の原資とし、各債権者の特別清算債権元本額から上記弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、既に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で効力を失うものとする。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
（別紙省略）

以上
津地方裁判所伊勢支部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第９６号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目585番地
再生債務者　株式会社高橋商事
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第１８号
東京都品川区西五反田４丁目３番９号
再生債務者　株式会社アース
１　決定年月日時　平成27年３月20日午前９時15分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年５月26日から平成27年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第５２号
福島県須賀川市向陽町459番地
再生債務者　上野　公嗣
１　決議に付する再生計画案　平成27年３月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年５月12日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年５月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年５月１日
平成27年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２２年（再）第３３号
大阪市西区川口４丁目10番８号、認可決定時の本店所在地大阪市西区川口３丁目７番29号
再生債務者　唐木栄研株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第９６号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目585番地
再生債務者　株式会社高橋商事
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区大手町２丁目６番２号　日本ビル５階501区　石本哲敏法律事務所　弁護士　石本　哲敏
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１５号
埼玉県川越市中台元町１丁目15番地３
再生債務者　上中　敦弥
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月23日から平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第１６号
埼玉県坂戸市大字中小坂769番地57
再生債務者　宮崎　悠子
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第２４号
千葉県千葉市中央区浜野町1211番地５
再生債務者　橋本　寛樹
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第４３号
名古屋市中川区南脇町１丁目８番地　グランソワール202号
再生債務者　新谷　正一
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４９号
愛知県春日井市白山町５丁目10番地25
再生債務者　服部　正弘
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２号
滋賀県東近江市横溝町2151番地３
再生債務者　太附　勝也
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第３号
滋賀県東近江市横溝町2151番地３
再生債務者　太附真理子
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月20日から平成27年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第３５号
札幌市手稲区稲穂４条７丁目４番３号
再生債務者　久保田昌義
１　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月28日から平成27年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部